

官報

号外 昭和四十三年四月二十七日

第五十八回 参議院會議録第十七号

昭和四十三年四月二十七日(土曜日)

午後五時五十二分開議

○議事日程 第十七号

昭和四十三年四月二十七日

午後一時開議

- 第一 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、政治資金規正法改正に関する緊急質問

一、日程第一より第三まで

一、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 菅野 儀作君
- 同 山本茂一郎君
- 同 高橋文五郎君
- 同 林田悠紀夫君
- 同 地方行政委員

昭和四十三年四月二十七日 参議院會議録第十七号 議長の報告

| | |
|----------------------------|--------|
| 同 | 岸田 幸雄君 |
| 同 | 森田 タマ君 |
| 同 | 八木 一郎君 |
| 同 | 柴田 栄君 |
| 同 | 堀本 宜実君 |
| 同 | 岡本 悟君 |
| 同 | 堀見 俊二君 |
| 同 | 土屋 義彦君 |
| 同 | 杉原 荒太君 |
| 同 | 森 八三一君 |
| 同 | 柳田桃太郎君 |
| 同 | 宮崎 正雄君 |
| 同 | 柳田桃太郎君 |
| 同 | 長谷川 仁君 |
| 同 | 内田 芳郎君 |
| 同 | 建設委員 |
| 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 | |
| 同 | 内閣委員 |
| 同 | 岸田 幸雄君 |
| 同 | 林田悠紀夫君 |
| 同 | 土屋 義彦君 |
| 同 | 山本茂一郎君 |
| 同 | 菅野 儀作君 |
| 同 | 柳田桃太郎君 |
| 同 | 宮崎 正雄君 |
| 同 | 岡本 悟君 |
| 同 | 杉原 荒太君 |
| 同 | 長谷川 仁君 |
| 同 | 内田 芳郎君 |
| 同 | 森 八三一君 |
| 同 | 大蔵委員 |
| 同 | 農林水産委員 |

同 堀本 宜実君
同 高橋文五郎君
同 森田 タマ君
同 八木 一郎君
同 河野 謙三君
同 柴田 栄君
同 堀見 俊二君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同 沖繩及び北方問題等に関する特別委員
同 小柳 牧衛君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同 北畠 教真君
同 平島 敏夫君
同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(藤原道子君外二名発議)
同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
社会保険労務士法案 社会労働委員会に付託
競馬法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
運輸省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託
刑事補償法の一部を改正する法律案
公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 法務委員会に付託
清掃施設整備緊急措置法案

船員保険法の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
労働基準法の一部を改正する法律案(河野正君外四名提出)
社会保険労務士法案(社会労働委員長提出)
社会労働委員会に付託
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(久保三郎君外十四名提出) 運輸委員会に付託
交通安全基本法案(板川正吾君外六名提出) 産業公害及び交通対策特別委員会に付託
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。
農地法の一部を改正する法律案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
同日議長は、左の本院提出案を衆議院に送付した。
診療エックス線技師法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。
沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案可決報告書
国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書
地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員黒柳明君提出青森県三戸郡倉石村に

昭和四十三年四月二十七日 参議院會議録第十七号 議長の報告 會議 政治資金規正法改正に關する緊急質問

決報告書

おける原野入会権をめぐる紛争事件に關する質問に對する答弁書
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した
公職選挙法の一部を改正する法律案
船舶安全法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案
宇宙開発委員会設置法案
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した
千九百六十六年の満載喫水線に關する国際条約の締結について承認を求めの件
公海に關する条約の締結について承認を求めの件

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。
この際、おはかりいたします。
横川正市君から、政治資金規正法改正に關する緊急質問が提出されております。

横川君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。横川正市君。
〔横川正市君登壇、拍手〕

○横川正市君 私は、日本社会党を代表して、政界浄化のために絶対に必要と、党派心を離れて決意をいたしたまはした政治資金規制にかかわる法案が、審議会の五次にわたる答申があるにもかかわらず、いまだ提出されていない問題について、総理並びに自治大臣に質問をしようとするものであります。(拍手)

昨日、衆議院は、わが党の西宮氏を代表に立てて本件を議題として質問をいたしました。
私がまず第一にお尋ねしたいのは、西宮氏の質問要旨は、およそ七項目に分かれ、今日、世論の中に多数意見と考へるのであります。また、この質問の要旨は、あらかじめ国会の係を通じて総理に手渡されているものと考へますが、この質問内容のどこが問題で衆議院の議事が紛争したのか、事実と相反するところがあるならば、そこは一体どの個所であるのか。また、この質問に對して、総理の所見を明らかにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)

項目別にあげますと、
第一は、総理の議會発言に反して、資金法の提出が停滞していることと考へます。
第二は、政治資金の取り扱ひをめぐる与野議員の内部取りまとめができないほどの反対意見といふことは、どういふことかといふことと考へます。

第三は、現行法の資金公開の原則が守られていない事実についてであります。
第四は、金のかかる選挙は否定できないといふれば、それぞれの議員はどのように金を入手しているのかといふ問題であります。

第五は、財界と政界の構造的な利害供与と政治資金の事件についてであります。
第六は、答申を受けて立法化しようとしている事務当局との対立意見、また、法制局段階での論議の内容であります。

第七は、金がかかるというが、どこにそれほど金がかかるのか、具体的な説明を求め、こゝろいふ問題なのであります。
私は、本質問は、議會制民主主義を守り育てるための、野党側からすれば、善意に基づいて出された質問だと思つてありまして、具体的にこれは答弁を必要とするものだと思つてあります。

私は、最近いろいろの論議の中に、井戸べいといわれるほどの議員活動者がだんだんなくなつてまいりまして、議員であることによつて私財をなす議員が多くなつたと評される。日本の今日の政治について、個々の人が国民から信用されるため、現在何をなすべきか、真剣に考へて、議員の私心を捨てながら、政治資金規制を行なうべく、これを実行に移すべきときだと思つてあります。

ことに昨年一月の衆議院選挙は、国民から投げかけられた政治への不信を回復する決意をもつて断行されたものであります。姿勢を正して国民の審判を受けたはずであります。また、とりあへずの措置を行ない、金のかかる選挙の悪弊を取り除くため、恒久的条件については、国民への公約として、改正のために必要な措置をとることとしたはずであります。それが政治資金規制の立法化であつたと思つてあります。

さて、昨年の四月までに、第五次にわたつて選挙制度審議会が委員の熱心な審議を経て答申されました。ことに政治資金規制のための政治資金規正法並びに公職選挙法について不十分であると考へられつゝも、野党側は全員賛成の立場をとつたのであります。それにもかかわらず、改正の立法の措置はたなざらしになつたのであります。一方、政治腐敗の現実を断つた、国民の憂慮と疑惑による政治不信は一そらぎしいものがあると思つてあります。ことに不愉快きわまりないのは、今日までの政府与野の答申立案化の作業が、経過並びに国会における議會を通じて、また、その政治姿勢を見るときに、佐藤総理の再三の公約にもかかわらず、政府並びに与野自由民主党は、政治資金規制問題に本気に取り組んできたとはとうてい考へられないのであります。政党や政治家の政治活動に金が必要である。これ自体、われわれはとやかく言うものではありません。問題は、それがあまりにも多額で、ことに自由民主党の場合は、年間に收受する金額は、野党との差はもちろんであります。諸外国の政党に比べてもはるかに巨額になつておるのであります。さらには、その多額の献金が特定の利益に結びつきやす

いことは、これはもう全くいろいろな論議をされたところでありまして、そういうことから一連の悪い霧事件が多発したために、政治の危機として、審議會も緊急に措置すべき問題として答申が出されたのであります。こゝろいふことを考へ合せてみますと、その後もあとを断たないで政治腐敗の顕在化が年中行事のようになつて、国民の批判を受けている。こゝろいふ問題をとりあへずと、か、全くこれは議會の議員として憂慮にたえないところだらうと思つてあります。(拍手)

このように政治腐敗が表面化しているという現実を、総理はどのように受けとめておられるのか。本来から言へば、政局を担当する者として、審議會の答申があるしにかかわらず、何をさておき、きれいな政治資金受授の道を開き、即刻国民の政治不信を解消しなければならぬはずのものであ

ました。ことに政治資金規制のための政治資金規正法並びに公職選挙法について不十分であると考へられつゝも、野党側は全員賛成の立場をとつたのであります。それにもかかわらず、改正の立法の措置はたなざらしになつたのであります。一方、政治腐敗の現実を断つた、国民の憂慮と疑惑による政治不信は一そらぎしいものがあると思つてあります。ことに不愉快きわまりないのは、今日までの政府与野の答申立案化の作業が、経過並びに国会における議會を通じて、また、その政治姿勢を見るときに、佐藤総理の再三の公約にもかかわらず、政府並びに与野自由民主党は、政治資金規制問題に本気に取り組んできたとはとうてい考へられないのであります。政党や政治家の政治活動に金が必要である。これ自体、われわれはとやかく言うものではありません。問題は、それがあまりにも多額で、ことに自由民主党の場合は、年間に收受する金額は、野党との差はもちろんであります。諸外国の政党に比べてもはるかに巨額になつておるのであります。さらには、その多額の献金が特定の利益に結びつきやす

いことは、これはもう全くいろいろな論議をされたところでありまして、そういうことから一連の悪い霧事件が多発したために、政治の危機として、審議會も緊急に措置すべき問題として答申が出されたのであります。こゝろいふことを考へ合せてみますと、その後もあとを断たないで政治腐敗の顕在化が年中行事のようになつて、国民の批判を受けている。こゝろいふ問題をとりあへずと、か、全くこれは議會の議員として憂慮にたえないところだらうと思つてあります。(拍手)

このように政治腐敗が表面化しているという現実を、総理はどのように受けとめておられるのか。本来から言へば、政局を担当する者として、審議會の答申があるしにかかわらず、何をさておき、きれいな政治資金受授の道を開き、即刻国民の政治不信を解消しなければならぬはずのものであ

ました。ことに政治資金規制のための政治資金規正法並びに公職選挙法について不十分であると考へられつゝも、野党側は全員賛成の立場をとつたのであります。それにもかかわらず、改正の立法の措置はたなざらしになつたのであります。一方、政治腐敗の現実を断つた、国民の憂慮と疑惑による政治不信は一そらぎしいものがあると思つてあります。ことに不愉快きわまりないのは、今日までの政府与野の答申立案化の作業が、経過並びに国会における議會を通じて、また、その政治姿勢を見るときに、佐藤総理の再三の公約にもかかわらず、政府並びに与野自由民主党は、政治資金規制問題に本気に取り組んできたとはとうてい考へられないのであります。政党や政治家の政治活動に金が必要である。これ自体、われわれはとやかく言うものではありません。問題は、それがあまりにも多額で、ことに自由民主党の場合は、年間に收受する金額は、野党との差はもちろんであります。諸外国の政党に比べてもはるかに巨額になつておるのであります。さらには、その多額の献金が特定の利益に結びつきやす

ります。ただ単に、みずからえりを正すと、口だけ反省を繰り返して済まされる問題ではないと思ふのであります。選挙制度審議会は、きれいな政治資金へ政党が向かうべき道として、「政党は、できるだけすみやかに近代化、組織化を図り、それにより「おおむね五箇年を目途としての個人献金と党費によりその運営を行なう」ことを前提として、さしあたって当面の政治資金規制の措置を講ずることが緊急事項だとしているのであります。

総理は、国会におけるたびたびの質疑に対して、こう答えておられます。読み上げるまでもないのでありますけれども、まあ思い返していただきたいと思ふのであります。「選挙制度審議会の答申を尊重しなきゃならぬことは、これはもうはつきりあらゆる機会に申し上げておられます。したがって、その点では議員はみんな同じ考え方だと思つておられます。」「政治資金規制、これはむずかしい問題を幾つも包蔵しておられます。研究すれば研究するほど困難な問題であります。しかし、こういうことごとくは相ならないと考へておる。私が、総理といまして、また一党の總裁として、これこそ勇断をもつて臨まなければならぬものだ、かように思つておる。」「昨年とことしと私の考え、また決意には変わりありません。」と答弁されておるのであります。が、昨年末の一連の黒い霧事件、LPガス、さては最近の日通問題を前にして、先ほどのような所信のほどを具体的にどういう措置をもつて国民の前に示されようとするのか、このことを総理にお伺いしたいのであります。

政局を担当する総理として、總裁として、政治腐敗の表面化の現実を前にして、なおかつ精神論だけでは責任は済まされないのであります。特に日通のような「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者」その他公職選挙法百九十九に規定する会社からは、政治資金についても寄付は一切受け取らないと宣言するくらい政治姿勢を示すこと

が、総理自身のみならず第一にとるべき措置ではないかと思ふのであります。あわせて所信お伺いしたいと思います。単に法に触れなければ許されるとする現実ではないのであります。

次に、総理は、「今回はせむじも成立のことができる案、それをたゞいま事務並びに与党との間の調整をやらしておる」「政党自身に集まる金よりも、その個人の金の使い方が問題なんでありまして、それを調整することがいま私に課せられた仕事でございます。」と言われておられますが、新聞に報道されたその内容なるものは、会社の寄付の最高限度額は、損金算入限度額を一億数千円まで、派閥や個々の政治家への寄付制限は、政党とは別ワケで、しかも政党への限度額と同額まで、会費の扱いは制限の対象としない等、答申の趣旨から大きくはずれることはもちろん、総理の国会における答弁のうちからも大きくはずれているものと言わなければなりません。成立の案に調整中と言つておられる。成立の案とは、どういふ内容と意味を持つものなのか。そのための調整とは、どの方向を向いて歩いているのか。私どもの老練心ならばたいへん幸いなんでありませうけれども、総理や自治大臣は、政治腐敗の現実を前にして、具体的な措置は何もとらず、政治資金規制の立案に際しては、手直した、骨抜きだ、こういうことに終始いたしました。最終的には、法案が流産するか、流産をしないまでも、今日野党連合法案を出してありますけれども、それとは全く似て非なるもの、野党の賛成しがたい法を出して、廃案になったら、われわれは法案を出したのだが、野党の反対で廃案になったと、責任を野党に着せようとしておられることについては、私も容認しがたいのであります。もしそうでないならば、調整とは、答申の中にもあります内容を明確に盛り込んだ、そういうものをつくりたい、これが調整ですというのを、私ははつきり言っていただきたいと思ふのであります。

また、総理とは別に、自治大臣は、たび重ねて

の答弁の中に、「筋道だけは間違えないという決意だけは持つておられます。」と、こう言つておられます。そういう自治大臣は、答申に沿つた法案をどういう形で提出しようとするのか、重ねて明快な答弁をいただきたいと思ふのであります。手直し作業が骨抜き作業として調整中というのであれば、総理の責任はまことに重大であります。総理は、六四年十二月自由民主党の總裁に就任以来、野党の反対を押し切つて、幾つかの法案を国会で成立いたしました。たとえば、ILO八十七号とか、あるいは日韓条約とか、幾つかの懸案を成立させたときの、皆さんの一つの声というものは、総理はいわゆる実行力のある人だ、これが総理、總裁の持つておられます価値なんだ、こういうふうによく喧伝をされておつたと思ふのであります。ところが、衆目の政治資金規制について、今日のごく放任状態とし、成案の見通しが無い、こういうことになりまして、今日までの諸案の中で実行ある行為、いわゆる実行力ある行為といふのは、どうも、世論の中からは、うしろ向きの法案に対してだけは実力を発揮し、今回のように前向きな法案を出そうとするときには、何か統制力といふものが、実力といふものが、こういうものが欠けるといふ、こういうことは一体どうしたわけなのかと疑念を抱くわけでありまして、ことに連休の後、二十日足らずの会期を残すのみとなつた今日になって、なおかつ具体的な政治姿勢を示すことができない。これはたいへんな私どもとしては不満なことなものでありまして、総理の決意と所信をお伺いしたいと思ふのであります。

（拍手）

また、報道するところによると、罰則について、これは調整といふことの対象には、許意の寄付者を罰することのないようにしたい、こういうことのようなのであります。そういう考え方は、実は政党への政治献金ルートについて、いささか国民の気持ちから相反する結果になる、そういう要因があると思ふ。せめて、こういうことが

論議される焦点になるなら、いわゆる政党への政治活動に対する献金、これはひとつ明確にしたいだいて、そうして私生活に使つたお金というふうなもの、これは報告の義務を与えて、同時に、それに献金したほうは、政治活動してもらおうと思つたのだが、私生活に金を投入したのでありますから、これは損金取り扱ひをしない、こういうふうになさびしさを、実は両者に与えておくことが私は必要なんではないかと、こう思ふのであります。

さらに、制限額をこえた寄付でありますけれども、これは受けたほうも、あるいは出したほうも、明らかに今日の世論に違反をいたしておられます。そういうふうなものに対しては、当然これは罰則をきびしくすることと臨むべきだと、私は思ふのでありますけれども、総理並びに自治大臣の見解をお伺いしたいと思ふのであります。

最後に、資金の公開制確立について、今回いろいろな事情で、たとえば最悪の事態をこの法案で見るといふような現実になりました。この公開制確立の問題だけは、これは実現すべきである、こういうふうな私どもは考へるわけでありまして、この点のお答えをいただきました。私の質問を終わりたいと思ふのであります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

〔国務大臣佐藤榮作君〕 横川君にお答えいたします。

政界の浄化並びに政党の近代化等につきまして、私も私なりにいろいろ努力をしておるところであります。ただいまお話のありました政治資金規制、この改善につきましては、いわゆる黒い霧事件以来と申しますか、前衆議院選挙以来、この問題と取り組んでおられます。そうして毎回同じようなお答えをいたしてまいりました。それについても、どうもいままでも実現しなかつたというところで、私たいへん非難されることだと思つたことが、あまりそういう声は横川君のお話からはなかつたわけでありまして、私自身もただいまの状態

四八一

でこれはいいとは思っておりません。今日まで提案がでない、まことに残念だったと、国民に対して遺憾に思っております。しかし、今回はぜひとも通したい、かように考えておりますので、いままでもしばしば聞かれましたように、この国会におきましては、二月末には出した、あるいは三月末までには、二度も申し出てまいりました、もうすでに四月の末でございます。そうして会期もたいへん迫っております。そういう際でございますだけに、ぜひとも今回は成立できる法案を出しまして御審議を得たい、最近はその調整もたいへん進んでおるようでありまして、近く出てくると、かように私も考えております。どうか出てまいりましたら、審議の上で十分論議を尽くしていただきたい、かようにお願いいたします。

そこで、これは私が重ねて申し上げるまでもなく、政治資金そのものの取り扱い方は政治の基本に關する問題だと私も思います。さような意味で、政治、選挙には金がかかる、かように申しましたも、その金が浄財でなければならぬ、同時にまた、不当に金が使われるようなことでは国民は納得しない、かように私も思いますので、そういう点で特に注意していかなければならぬ、かように思っております。これは当然のことだと、かように思います。

そこで、昨日、衆議院における西宮君の質問について、七項目についてお話がございました。この質問がたいへん問題になったのは一体どこなのかと、こういうお尋ねでございます。私はどういふ点が審議の問題になりましたか、これは議場の取り扱い方のように思いますけれども、さすがに参議院におきましては、表現の自由はございまして、良識の府である、かような意味におきまして、たいへんお話しは聞きたい、どうも衆議院におきましては、みずから品位を保つておる、あるいは権威を高めた、かように思われぬような発言がしばしば行なわれております。そういうことが実は問題だったろうと思っております。ただいま言

れまされた事柄、これはそれより以上は申しませぬ。そこで、西宮君の指摘されました、提案が好まれたこと、これについては、私たたいま率直に申しわけないと申しております、また党内の反対、これもございまして、たたいま調整いたしておりますから、あまり御心配なさらないようにお願いいたします。

資金公開の原則、これは今回の大きな改正の点だと思っております。真剣にこの問題と取り組んでおります。

また、金がかからない選挙、どういふところに金がかかるのか、こういうお尋ねでございますが、最近、政治活動なり、あるいは選挙運動いたしましても、皆さん方もお気づきのよう、会場一つ借りるにいたしたしましても金がかからないわけではございません。特に通信費などはほとんどかさんでおる、かように思います。そういうような金のかかる選挙や政治活動、これを一体個人はどうして調達しておるか、かようなお話し、お尋ねがありました。私は各政党にそれぞれの扱ひ方があると思っております、わが党におきましては、党においてまかなうということを目指してしております。この關係におきまして、政界の近代化、政界の近代化、その方向へたたいま努力を続けておる次第であります。しかしながら、御指摘になりましたように、党内におきましては派閥がある、これは大きいところにも、また小さい政党にも同様だと思いますが、この派閥が最近の政界の近代化をはばんでおる、こういう点を私も率直に認めなければならぬ、かように思います。

さらに、事務当局との案の調整等についてというお話でございますが、政治資金規制、このことは、本来お互いに政治家自身が取り組むべき問題で、いわゆる事務当局などよりも政治家自身が取り組むべき、取り扱うべき問題のように私は思っています。したがって、しばしば事務当局と意見が合わないということもあるだろうと思っております。

が、しかし、これは政治家自身がきめる、こういうことで臨まなければならぬと思っております。また、過去の政治家がたいへん国民のために清廉な政治をしたという、そういう例から井戸べいの例をあげられたが、私も過去の政治家には幾多のそういうことを伺いますけれども、たたいま、どうも政治家が特権階級であるように国民から思われるような、そういう言動があると、私はたいへんこの点を政治家のためにも残念に思っております。で、したがって、これらは政治家自身のみずから反省し、考えていかなきゃならない問題だと、かように思います。

また、この前の選挙以来、浄化の公約はどうなったかと、こういうおしかりであります。先ほど、この政治資金規正法の改正に近く成案を得るといふことを皆さまに申し上げましたので、これ御了承いただきたいと思っております。

与党は本気でないんじゃないのかという御批判でございますが、もちろん、私をはじめ与党の各政治家とも、議員ともこの問題については、まことに真剣であります。これは政界の近代化をはかる、こういうような意味におきましても、たいへん熱意を持っておると、かように思っております。いろいろ調整を要するような議論のあるといふこと、それ自身が、たいへん真剣である証拠であります。したがって、それでなかなか一緒に——意見が簡単に固まらない、まとまらない、かように私思っています。

さらにまた、この政治資金が巨額にのぼる、こういうことにつきましても、産業界あるいは財界とのくされ縁が別にできるわけではございません。最近の腐敗の状況等をこれと結びつけての御批判でございますが、私は、こういう問題につきまして、たいへん気をつけて政治腐敗、国民からの不信を買うようなことがないように、この上でも努力するつもりであります。

LPGあるいは日通の問題等についてもお尋ねがありました。LPGの問題は、もうすでに検

察当局の捜査も終わったようであります。日通問題は、たたいま取り組んでおる最中だと思っております。私、こういう事件が次々に起こることは、まことに残念に思っています。政治家自身がこういう問題に關係のないように、ただただ祈っております。な次第であります。

次に申し上げますが、近く政治資金規正法案が提案されますから、その内容につきまして、赤澤君からお答えすることになりました。私は、この基本的なものの考え方につきまして、第五次の選挙制度審議会の答申、その精神を尊重していくと、こういうことをたびたび申しております。しかし、やはり現実と理想的な形との間には、相当の差がございまして、現実には、やはり弾力的な案を今日ではつくりなればならぬだろうと、そういうところがどうも成立をはばむのではないかと、かように私は思っております。現実的に即した案をつくるようにたたいま取り組んでおる次第であります。

また、最後に、罰則の強化あるいは監査権、あるいは損金扱い等についてもお話がありました。赤澤君からお答えすることになりました。公開の原則はぜひ実現すること、こういうこととせつかく努力しておる最中でございます。

以上申し上げます。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。総理が早く成案を得て出せとおっしゃいますけれども、なぜ党内で調整に手間どったかと申しますと、これは腹のうちでは御承知になっておると思っております。一口に言えは車の両輪論などがある。選挙制度審議会が最初池田総理がどういふ諸問をしたかと申しますと、言うまでもなく、いまの選挙区制というものを改めて、金のかからない政党本位の選挙をやれないものか、それを検討してほしいということが、選挙制度審議会の命題になっております。しかし、御案内のような経過をたどっております。なかなか結論が出なかつた

ものが先般出た。それには明らかに世界各國がやっておる小選挙区制に踏み切れ。ただ、単純小選挙区制をやるか、グラーベン方式をとるか、小選挙区制と比例代表制の併用案によるか、細部の点で最終的なまとめがつかなかったというところでございまして、はっきり区制改正を柱としてやれ、こういうことで答申をいただいております。ところが、その過程でああいう不祥事件が起こってまいりましたので、やはりこれは緊急措置をしなければならぬということで、特別委員会をつくりまして、答申がありましたのが政治資金規制のごとでございまして。そして総理からは、とにかくああいふ事故が出たわけだから、区制改正はさておいても、とにかく資金面でも姿勢を正すべきであるという強い御要求がありました。すぐこの法案の成文を得る作業に入つたわけでありするけれども、しかしながら、現実金がかかる状態にしながら、それをやりながら、しかも資金を規制するだけでは、なかなか議論が沸騰してまとめがむずかしいということが御了承いただけたらと思う。何のために保守党は金がかかるのかと、いま横川さんはおっしゃいましたけれども、しかし、ほんとは政党本位の選挙になれば、いまこれほど発達したラジオ、テレビの世界ですから、また、言論機関、マスコミと、ずいぶん発達しておる。これを利用すれば、政党の立場をのせることもできし、それぞれ個々の、そこら辺を歩き回っておかしの動きをする必要はないはずだ。そのことはみんな承知しておるはずだ。しかも、これを踏み切ろうとしてもなかなか踏み切れないのは、どこにあるのかというところもよく御承知いただいております。やはり党内でもこの会議を開きますと議論が沸騰するということは、ひとつお認めをいただきたいと思ひます。

そこで、私が、筋道ということを終始言っているというところをおっしゃいましたが、私は、いまの政治資金規制のこの答申、これが唯一のものではないと思ひます。

ないし最初から考えております。ですから私は、いろいろな考え方を審議会の席でも申し述べてまいりましたけれども、最終に、これはお取り上げにならなかつたわけでもございまして、そのりいまの答申が出た。出ましたからには、やはりこれを尊重いたしました。この答申の線に沿つて成文を得ましよう。また、総理も得るべきであるというところもございまして、私は、もつとよい方法があると思ひますから、そのことは、おぐびにも出さないとおるわけでもございまして、ただいま横川さんのことばの中にもありましたけれども、やはりこの政治資金などが、最終、個人に帰属する段階で、十分これが課税の対象になつておるかどうか、このことを国民は一番気にしておられると思ひます。また、そういう政治資金が集まつたもので私財ができたということでありますならば、全くこれくらい献金した人を小ばかにしたこともありませんし、国民に対して最も不誠実なことであると思ひますので、そういう条文も私は、ぜひ入れたら、この全体の進め方でもございまして、この答申の精神を十分生かしながら、総理も申しましたけれども、一歩でも前進できる実現可能な案だということ、いろいろ煮詰めてまいりました。

たゞいまこの本会議が開かれる直前まで、総理といろいろ、最終的な詰めをしたものについて意見を交換いたしました。もう大体、要綱がやつと発表できる段階までできたということでもございまして、長い時間がかかりましたけれども、近々のこの成案を閣議決定願ひして、そうして皆さんの御審議に供することになると思ひます。その上いろいろな御批判をいただきましたと思ひます。

ことは当然のことです。それに必要な政治資金は、政党の規模あるいは政治活動の方法、手段などによって異なるのは当然でございまして。しかしながら政党も、みずから近代化、組織化について、国民の期待に沿う努力すべきであることにはもろんでありますし、また、私どもの党といつた点に思ひをいたしまして、新しい一歩を踏み出そうという、いま努力をいたしておるところでございまして。この特定会社の規模のことなどは、さきのお触れになりましたが、これは私ども政治活動に関するもの、選挙だけでなく、一般の政治活動に関するものにつきましても、いままでだつて禁止されておりましたけれども、今回の改正におきましても禁止の方向で結論を得ております。

それから、外国の政治資金と御比較でございまして、まあ、日本と外国とはそれぞれちよつと単純に金銭面では比較できない事情がございまして。本来、政治活動は自発的に行なうべきものである

はいたしたけれども、ぜひ全議員の皆さんの御審議に供しまして、そうしてその結論をいただく、この法案を出しましたからには、成立させていただきたいというところを願ひしております。少なくとも、現状よりはよほど前進した案という自負を持っております。しかし、横川さんのお考え方から見れば、まだ不十分だとおっしゃるかもしれませんけれども、それには、当初から申しました、金のかかるような選挙制度をそのままにしておいての話でございまして、法案が近く出ますので、十分御審議されましようにお願いいたします。(拍手)

第一條 この法律は、日本国政府、アメリカ合衆

○議長(重宗雄三君) 日程第一、沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十三年四月二十三日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

〔小学及び一は衆議院修正〕
沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案
案
沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

〔目的〕
第一條 この法律は、日本国政府、アメリカ合衆

政治資金規正法改正に関する緊急質問 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案 四八三

昭和四十三年四月二十七日 参議院會議録第十七号

沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

四八四

国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する者をもつて構成され、かつ、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下同じ。)の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に關し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会(以下「諮問委員会」といふ。)の委員となる日本国政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

第二条 總理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府代表(以下「政府代表」といふ。)一人を置く。

2 政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、政府代表については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百零一条及び第二項の規定を準用する。

4 政府代表は、行政機関の職員に定員に關する法律(昭和四十三年法律第 号)第一条第一項の職員に含まないものとする。

(任務)

第三条 政府代表は、諮問委員会が第一条に規定するその設置の目的を達成するため処理すべき事項に關し、日本国政府を代表し、諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務とする。

(指揮監督)

第四条 政府代表に対する指揮監督は、内閣總理大臣及び外務大臣が行なう。

(任免)

第五条 政府代表の任免は、内閣が行なう。

(給与及び災害補償)

第六条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額額は、二十六万円とする。

3 第一項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に應じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

4 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第二項及び第三条の規定は第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第四条第一項の規定は第一項の俸給及び在勤手当の支給について、同法第二項及び第三項並びに同法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の在勤手当の支給について、同法第二十一条第二項の規定は第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第十条第一項中「在勤地(国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号))に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、同法第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を命ぜられた在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦へ出張を命ぜられた場合において」と、「在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日まで」とあるのは「沖縄島那覇を出発した日から同地に帰着する日まで」と、「六十日を超えるものには」とあるのは「六十日を超えるときは」と読み替えるものとする。

5 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の場合による。

附則

公布の日
昭和四十三年四月二日から施行する。

〔伊藤五郎君登壇、拍手〕

○伊藤五郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題等に關する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

昨年十一月の佐藤總理とジョンソン大統領との共同声明及びその後の交換公文に基づき、沖縄の復帰に備えて本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、高等弁務官に対して助言し、勧告することを目的として、このたび那覇に日米琉球諮問委員会が設置されましたが、本法律案は、この諮問委員会の委員となる日本国政府代表一人を總理府に置くこととし、その任務、給与等について定めようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日について所要の修正が行なわれております。

委員会におきましては、諮問委員会に關して、高等弁務官との關係、権限、今後取り上げるべき諸問題等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ります。

四月二十六日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、岡田委員より、「沖縄の返還時期、返還される姿が明白でない、現在、この委員会は沖縄住民及び日本国民をなだめるためのものであり、また、委員会の性格はあいまいで、返還に關する基本的問題を取り上げることはできないので、この法律案に反対である」との発言がありました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決せられました。

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長中村喜四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和四十三年四月十二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表千葉大学の項中「文理学部」を「人文学部」に改め、同表愛媛大学の項中「文理学部」を「教育学部」に改める。

「法文学部」を「教育学部」に改める。

第三條の二第一項中「山形大学」を「山形大学」「茨城大学」「大阪大学」「大阪教育大学」「愛媛大学」に、「徳島大学」を「徳島大学」「香川大学」に改める。
高知大学」
附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和四十三年四月一日から施行する。
昭和四十三年四月一日から適用する。

2 千葉大学及び愛媛大学の各文理学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

〔中村喜四郎君登壇、拍手〕
○中村喜四郎君 たいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、千葉大学及び愛媛大学の文理学部を改組するとともに、茨城大学外三三大学に大学院を設置しようとするものであります。
なお、衆議院において施行期日に関する修正が行なわれましたことを申し添えます。

委員会におきましては、国立大学の整備充実策、大学教官の待遇改善及び定員充足と行政機関職員定員法案との関係、大学付属学校の今後のあり方、養護教諭の養成確保、私学振興策、大学紛争と大学の自治等、大学をめぐる広範な諸問題について、五日間、長時間にわたり熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

昭和四十三年四月二十七日 参議院会議録第十七号

この法律案は衆議院送付案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
次いで、楠理事より、国立電波高校の高専への転換につき、すみやかに検討、努力すべき旨の附帯決議案が提出され、これまた、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長津島文治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方交付税の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十三年四月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項の表の道府県の項中「八 特定償還費(公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)」を

「八 特定償還費(公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)」を
九 特別事業債(公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額)に改め、

| | | | | |
|-----------|-----------|------|-----------|------|
| 同表の市町村の項中 | 2 戸籍住民登録費 | 本籍人口 | 2 戸籍費 | 本籍人口 |
| | 3 その他の諸費 | 世帯数 | 3 住民基本台帳費 | 世帯数 |
| | | 面積 | 4 その他の諸費 | 人口 |
| | | | | 面積 |

「九 刃地対策事業債償還費(刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)」を
九 刃地対策事業債償還費(刃地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)に改める。

第十二條第二項の表中
「四十一 刃地対策事業費(刃地に係る公共的施設の総合整備のため千円以上の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)」を
四十一 刃地対策事業費(刃地に係る公共的施設の総合整備のため千円以上の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金)に改める。

「四十二 公共事業費等(国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行し千円以上の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額)」を
四十二 公共事業費等(国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行し千円以上の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額)に改める。

第十三條第五項の表の市町村の項中「2 社会福祉費(人口)」「2 社会福祉費(人口)」を

| | | |
|-----------|------|----------------------|
| 2 社会福祉費 | 人口 | 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 |
| 2 戸籍住民登録費 | 本籍人口 | 段階補正、態容補正及び寒冷補正 |
| | 世帯数 | 段階補正、態容補正及び寒冷補正 |
| 3 その他の諸費 | 人口 | 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 |
| | 面積 | 種別補正 |

| | | |
|-----------|------|----------------------|
| 2 戸籍費 | 本籍人口 | 段階補正、態容補正及び寒冷補正 |
| 3 住民基本台帳費 | 世帯数 | 段階補正、態容補正及び寒冷補正 |
| 4 その他の諸費 | 人口 | 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 |
| | 面積 | 種別補正 |

第十三条第九項中「急増した地方団体」の下に「人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に減少した地方団体」を加える。

附則中第六項を削り、第七項を第十六項とし、第五項の次に次の十項を加える。

- 6 昭和四十三年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年分の特例法(昭和四十年法律第百五十四号)次項において「昭和四十年分の特例法」という。第二条第一項の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)附則第二十三項の規定による借入金の額として昭和四十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された二百五十億円を加算した額とする。
- 7 昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年分の特例法第二条第一項の規定により算定した額に百五十億円を加算した額から、当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。
- 8 前項の借入金の額は、昭和四十三年度において借り入れる借入金にあつては附則第六項の借入金の額として同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された額とし、昭和四十四年度又は昭和四十五年分において借り入れる借入金にあつては交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第二十四項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。
- 9 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の償還に係る経費を基準財政需要額に算入することに伴い、昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、次項から附則第十四項までに定めるところにより特別事業債償還交付金を交付する。
- 10 前項の各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額は、昭和四十三年度分にあつては九十億円とし、昭和四十四年度から昭和五十六年度までの各年度分にあつては政令で定める基準に従い予算で定める額とする。
- 11 特別事業債償還交付金は、各年度ごとに、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県に對して交付するものとし、各年度分として各都道府県に對して交付すべき特別事業債償還交付金の額は、当該各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額を各都道府県に係る第十條第二項の財源不足額(同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額)であん分した額とする。
- 12 特別事業債償還交付金は、各年度の十一月に交付する。
- 13 各年度分として各都道府県に對して交付すべき特別事業債償還交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 14 各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額が附則第十一項及び前項の規定によつて

各都道府県に對して算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該各年度分として、第十條第二項の財源不足額が最も多額である都道府県に對して、当該各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の額として交付する。

15 昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別事業債償還交付金の総額の合算額又は当該各年度分として各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額及び特別事業債償還交付金の額の合算額は、当該各年度分として交付すべき普通交付税の総額又は当該各年度分として当該各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額とみなす。

別表を次のように改める。

| 道府県 | 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|-----|---------|-----------|----------------------|------------------|
| | | 一 警察費 | 警察職員数 | 一人につき一、二四一、〇〇〇円 |
| | | 二 土木費 | | |
| | | 1 道路橋りょう費 | 道路の面積 | 一平方メートルにつき 四六四〇 |
| | | 2 河川費 | 河川の延長 | 一メートルにつき 七一一〇 |
| | | 3 港湾費 | 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長 | 一メートルにつき 四六五〇〇 |
| | | 4 その他の土木費 | 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長 | 一メートルにつき 一、二五〇〇〇 |
| | | 三 教育費 | 人口 | 一人につき 五三九〇〇 |
| | | 1 小学校費 | 海岸保全施設の延長 | 一メートルにつき 三六四〇〇 |
| | | 2 中学校費 | 教職員数 | 一人につき 五八〇、七〇〇〇 |
| | | 3 高等学校費 | 学校数 | 一校につき 一三三、〇〇〇〇 |
| | | 4 その他の教育費 | 教職員数 | 一人につき 五六〇、七〇〇〇 |
| | | | 学校数 | 一校につき 一三三、〇〇〇〇 |
| | | | 生徒数 | 一人につき 九七七、九〇〇〇 |
| | | | 人口 | 一人につき 九、六八〇〇〇 |
| | | | 盲学校、聾学校及び養護 | 一人につき 一、九三〇〇 |
| | | | | 一人につき 二、三九〇、〇〇〇 |

昭和四十三年四月二十七日 参議院會議録第十七号 地方交付税法の一部を改正する法律案

| | | | | |
|-----------|----------|--|--------------|---------|
| 四 厚生労働費 | 1 生活保護費 | 町村部人口 | 一人につき | 六〇三〇〇 |
| | 2 社会福祉費 | 人口 | 一人につき | 二二六〇〇 |
| | 3 衛生費 | 人口 | 一人につき | 五二一〇〇 |
| | 4 労働費 | 工場事業場労働者数 | 一人につき | 五五一〇〇 |
| 五 産業経済費 | 1 農業行政費 | 失業者数 | 一人につき | 一〇七、九〇〇 |
| | | 耕地の面積 | 一ヘクタールにつき | 七、三二〇 |
| | 2 林野行政費 | 農家数 | 一戸につき | 九、五五〇 |
| | 3 水産行政費 | 林野の面積 | 一ヘクタールにつき | 一、五六七 |
| | 4 商工行政費 | 水産業者数 | 一人につき | 二六、七〇〇 |
| 六 その他の行政費 | 1 徴税費 | 商工業の従業者数 | 一人につき | 一、二二三 |
| | 2 恩給費 | 道府県税の税額 | 千円につき | 一〇九〇〇 |
| | 3 その他の諸費 | 恩給受給権者数 | 一人につき | 五九、九〇〇 |
| 七 災害復旧費 | | 人口 | 一人につき | 八五二〇〇 |
| | | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 一八〇、〇〇〇 |
| 八 特定償還費 | | 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 | 千円につき | 九五〇〇〇 |
| | | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 二五〇〇〇 |
| 九 特別事業償還費 | | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 千円につき | 一二六〇〇 |

| | | | | | |
|-----|--|-----------|----------------------|------------|-----------|
| 市町村 | | 一 消防費 | 人口 | 一人につき | 七九〇〇〇 |
| | | 二 土木費 | | | |
| | | 1 道路橋りょう費 | 道路の面積 | 一平方メートルにつき | 二〇、九〇〇 |
| | | 2 港湾費 | 道路の延長 | 一メートルにつき | 四一〇〇〇 |
| | | 3 都市計画費 | 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長 | 一メートルにつき | 四、三七〇〇〇 |
| | | 4 下水道費 | 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長 | 一メートルにつき | 一、二五〇〇〇 |
| | | 5 その他の土木費 | 都市計画区域における人口 | 一人につき | 一八三〇〇 |
| | | 三 教育費 | 土地区画整理事業の施行地区の面積 | 一平方メートルにつき | 三、六五〇 |
| | | 1 小学校費 | 人口集中地区人口 | 一人につき | 一七五〇〇 |
| | | 2 中学校費 | 人口 | 一人につき | 一六八〇〇 |
| | | 3 高等学校費 | | | |
| | | 4 その他の教育費 | 児童数 | 一人につき | 二、八四〇〇〇 |
| | | 四 厚生労働費 | 学級数 | 一学級につき | 一九二、七〇〇〇 |
| | | 1 生活保護費 | 学校数 | 一校につき | 一〇、二八、〇〇〇 |
| | | 2 社会福祉費 | 生徒数 | 一人につき | 二、五七〇〇〇 |
| | | 3 保健衛生費 | 学級数 | 一学級につき | 二〇四、一〇〇〇〇 |
| | | 4 清掃費 | 学校数 | 一校につき | 一、一四三、〇〇〇 |
| | | | 生徒数 | 一人につき | 九〇八、六〇〇〇 |
| | | | 教職員数 | 一人につき | 九、六三〇〇〇 |
| | | | 人口 | 一人につき | 五三七〇〇 |
| | | | 市部人口 | 一人につき | 五二二〇〇 |
| | | | 人口 | 一人につき | 一九三〇〇 |
| | | | 人口 | 一人につき | 二一四〇〇 |
| | | | 人口 | 一人につき | 六〇九〇〇 |

| | | | |
|-------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 五 労働費 | 失業者数 | 一人につき | 一〇七、九〇〇〇〇 |
| 五 産業経済費 | | | |
| 1 農業行政費 | 農家数 | 一戸につき | 六、七一〇〇〇 |
| 2 商工行政費 | 商工業の従業者数 | 一人につき | 四、六四〇〇〇 |
| 3 その他の産業経済費 | 林業、水産業及び鉱業の従業者数 | 一人につき | 四、五二〇〇〇 |
| 六 その他の行政費 | | | |
| 1 徴税費 | 市町村税の税額 | 千円につき | 一、二四〇〇〇 |
| 2 戸籍費 | 本籍人口 | 一人につき | 七六〇〇〇 |
| 3 住民基本台帳費 | 世帯数 | 一世帯につき | 三五四〇〇 |
| 4 その他の諸費 | 人口 | 一人につき | 一、六七〇〇〇 |
| 七 災害復旧費 | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 三五三〇〇〇〇 |
| 八 特定償還費 | 災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金 | 千円につき | 九五〇〇〇 |
| 九 辺地対策事業償還費 | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 二五〇〇〇 |
| 十 特別事業償還費 | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 九〇〇〇〇 |

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。
2 昭和四十三年度分の基準財政需要額を算定する場合における地方交付税法第十二条の規定の適用については、同条第一項の表の道府県の項及び市町村の項中

「七 災害復旧費」
災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金
とあ

「七 災害復旧費」
災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の元利償還金
災害復旧事業費の財源に充てられた地方債の昭和四十三年度における繰上償還額
とし、

同条第二項の表中

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てられた地方債の元利償還金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよの防除のための事業に係る経費又は国の行なう地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよの防除のための事業に係る負担金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る経費又は国の行なう災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る負担金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の方が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し若しくは同法第五十三条の第三項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てられた地方債(以下「災害復旧事業債」という)の当該年度における元利償還金

とあるのは、

昭和四十三年四月二十七日 参議院會議録第十七号 国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立がんセンター」の下に「並びに国立療養所」を加え、同条第二項中「又は国立がんセンター」を、「国立がんセンター」又は「国立療養所」に、「又は国立がんセンター」を、「国立がんセンター」又は「国立療養所(らい療養所を除く。)」に改める。
第二条の次に次の一条を加える。
(勘定区分)
第二条の二 この会計は、病院勘定及び療養所勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「病院勘定においては」に改め、同条に次の二項を加える。
2 療養所勘定においては、国立病院特別会計法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)附則第九項の規定により一般会計から当該勘定に帰属した資産の金額をもつて基金とする。
3 前二項の基金の金額は、第十四条第一項又は第二項の規定による整理が行なわれることにより増減するものとする。

第四条中「この会計を」を「病院勘定」に改め、同条に次の一項を加える。
2 療養所勘定においては、療養所収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国立療養所の経営費、施設費、看護婦養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金(利子その他の諸費をもつてその歳出とする。第六条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する」を「病院勘定及び療養所勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する」に改める。

第八条中「この会計を」を「各勘定」に改める。
第八条の二第一項中「この会計において、国立病院の」を「各勘定において、」に、「この会計の」を「当該勘定の」に改める。
第九条第一項中「この会計を」を「各勘定」に、「この会計の」を「当該勘定の」に改める。
第十条中「本会計を」を「各勘定」に改める。
第十四条第一項中「この会計を」を「各勘定」に、「これを利益の繰越しとして」を「これを当該勘定の基金に組み入れて」に改め、後段を削り、同条第二項中「この会計を」を「各勘定の積立金」に、「この会計を」を「当該勘定」に改める。
第十五条の二及び第十六条第一項中「この会計を」を「各勘定」に改める。
第十七条第一項中「この会計を」を「各勘定」に改め、同条第二項中「この会計の」を「各勘定の」に、「この会計を」を「当該勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(勘定間における資産の移動の無償整理)
第十七条の二 この会計の各勘定の間において、資産の所屬を移すときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国立病院特別会計法の規定は、昭和四十三年度の予算から適用し、昭和四十二年以前年度の予算については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
3 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十条第二項の規定により昭和四十三年度の暫定予算が失効することとなつた場合には、国立病院特別会計に係る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の負担は同年度のこの会計の療養所勘定の予算に基づいてしたものと、それぞれみなす。
4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十三年度分の国立病院特別会計の歳入又は国立療養所に係る歳入は、それぞれこの会計の病院勘定又は療養所勘定の歳入とみなす。
5 昭和四十二年の国立病院特別会計の歳出予算に係る経費で財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は改正前の国立病院特別会計法(以下「旧法」という。)第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の病院勘定に繰り越して使用することができる。
6 旧法第十五条第一項本文の規定により国立病院特別会計の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の病院勘定の積立金として積み立てるものとし、同項ただし書の規定により昭和四十三年度の歳入に繰り入れるべき金額は、この会計の病院勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。
7 昭和四十二年の一般会計の歳出予算のうち、厚生省所管の国立療養所に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計の療養所勘定に繰り越して使用することができる。
8 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十三年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十二年の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額は、この会計の療養所勘定の昭和四十三年度の歳入に繰り入れるものとする。

9 この法律の施行の際旧法による国立病院特別会計に所屬する権利義務又は一般会計に所屬する権利義務で国立療養所に係るものは、政令で定めるところにより、それぞれこの会計の病院勘定又は療養所勘定に帰属するものとする。
10 旧法第十四条第一項の規定により昭和四十三年度への利益の繰越しとして整理されるべき額は、改正後の国立病院特別会計法第十四条第一項の規定により病院勘定の基金に組み入れて整理されるべき利益の額とみなす。

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕
○青柳秀夫君 たいま議題となりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
国立療養所は、戦後におけるわが国の結核対策を推進する上に大きな役割を果たしてまいりましたが、近年は、国民の疾病構造の変化に伴う各種の長期慢性疾患等の新たな医療需要にこたえるため、現在の国立療養所の施設をすみやかに、かつ、計画的に整備し、充実した医療を行なひ得る体制を確立する必要があると考えられます。
本案は、従来、一般会計で行なつておりました国立療養所の経理を、新たに国立病院特別会計に移すことにより、その収支を明確にするとともに、借り入れ金の導入、資産の効率的活用、予算の弾力的運用等を行なうことにより、その施設設備の整備を促進し、あわせて、経営の円滑化をはかるうとするものであります。
委員会におきましては、社会労働委員会と連合審査会を開き、参考人より意見を聴取する等、慎重な審議が行なわれましたが、その質疑のおもなるものを申し上げますと、本法案提出に至るまでのいきさつ、国立療養所を一般会計から特別会計に移す理由、特別会計移行に伴う独立採算制強化の懸念、二割引き制度の廃止及び基準加算の実施に伴う患者負担の増大の懸念、国立療養所における施

設の整備、職員の充足等、諸般にわたる医療内容の向上、医師、看護婦等、職員の労働条件の改善、給与支払いの遅延に伴う政府当局の責任、厚生省関係職員の綱紀問題等でありまして、その詳細は会議録によって御承知を願います。

佐藤隆委員より質疑打ち切りの動議が提出され、多数をもって可決されました。

採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行なうものであります。

国立療養所の特別会計移行が、こんなに大問題となりましたのは、まさに発表されました医療保険の抜本改革案とともに、政府・自民党の医療保障破壊政策の重要な柱になっておるからであります。しかも、医療保険の抜本改革に先行して、その受け入れ体制づくりの役割りを果たさそうとしてゐるからであります。

国立療養所は、戦争中の陸海軍病院や、傷痍軍人療養所を転用して、おもに結核、精神病、ハンセン氏病など、長期に療養を必要といたします患者を収容し、治療いたしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。これらの病者は、普通、長期療養を必要といたしますので、患者の多くは収入の道を失い、家族も療養費を負担し切れぬ状況であります。そこで国は、その入院代など医療費を二割引といたし、さらに入院費に計算されます看護、給食、寝具の特別料金を免除してまいりましたのであります。

現在、国立療養所は全国で百七十一、六万四千床、うち結核は百五十三、五万一千床を持ち、わが国医療制度の根幹とも言うべきものであります。ところが、政府は、国立療養所の運営費、施設

費に合計三百五十七億円も支出しているのに、診療収入は百四十億円ですぎず、差し引き二百七十億円の持ち出しになっているから、これは不都合だといふのであります。

だから、収支が償うように、らい療養所を除いて特別会計にするのだと言っておるのであります。

佐藤内閣総理大臣は、口を開けば人権尊重を唱えますが、いま入院中の結核、精神障害患者などの入院療養を困難におとし、これら患者の大部分を療養所から追い出す結果になることは明白であります。

以下、具体的に反対の内容について申し上げたいと思つております。

第一は、国立としての性格を放棄し、患者負担の増大をねらうものだからであります。

特会法の審議の中で、政府はことごとくに、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であり、他が特会になつてゐるのに国庫のみ一般会計である理由はない、また患者にしわ寄せはしないと言つておるのであります。二割引廃止、基準料金を徴収で、患者一日当たり入院料は六百四十円から一挙に千五百円にはね上がるのであります。

また、一番進んでいると言われます群馬県の場合でも、一月の単価四万三千五百六十三円に対し、特会法実施後は四万六千四百四十円となり、明らかに民間の入院料よりもはるかに高くなる可能性があるものであります。

さらに、これは公費負担による地方自治体、すなわち県及び健保、国保組合財政を圧迫することになるのであります。

新潟県衛生部によれば、国庫特会はね返りは結核予防法のみで年間三千六百九十八万円の支出増を見、全国で約八億円から十二億円の自治体負担増を招来する結果に相なるのであります。

国庫が二割引を設け、基準料金を徴収せず、一般会計であつた理由は、前述したとおりでございますが、結核、精神重症児、交通災害後遺症など

の長期患者が、長期ゆえに貧困におちいらぬための防貧措置であるはずなのであります。特会は国の直轄事業としての医療の公共性を奪い去るからであります。

第二は、国立療養所特別会計法は独立採算制を目ざすものであるからであります。

政府は口を開けば、「特会は独立採算制ではない」との主張を行なつてゐるのであります。昭和二十四年に特会になつたとき、当時の林厚生大臣は全国病院長を東京に招集し、訓示の中で次のように言つておるのであります。

「国立病院を特別会計にする理由は、現在、国立病院は一般会計で処理してゐるが、収入と支出に相互関係がないために、収入に不熱心となり、あるいは支出が放漫に流れるので、特会にすれば、収入に熱心になり、支出の面で節約がはかれる利点が生ずる。また、人員、金銭に機動性を持つことが出来るし、能率をあげることが要請され、各職員が能力を発揮する。加えて運営が合理化され、各種統計が迅速となる」のであります。

「しかしながら、反面、欠点があらわれる。特別会計の最大の欠点は、収入をあげなければ運営が不可能となる結果、必然的に収入第一を目的とするようになり、そのため公的医療機関としての特色が希薄となり、少ない支出で多くの収入をあげようとするようになる。このために具体的な欠点として、まず、診療内容が不適正となり、実質的な医療費の高騰を来たす。次に、粗悪な薬品を使用し、診療費の徴収を目的として不必要な治療を行なうことになる。また、収入のあがらない患者を敬遠し、難病や慢性的な病気を歓迎しないことになる。その他、治療、診断などの基礎的な研究業務が等閑に付され、実施された場合は患者の負担となり、災害時、伝染病流行など、公衆衛生面の活動がおろそかにされ、新設・大修繕工事が困難となる」等々、多くの重要な問題に対しましてその欠陥が指摘されてゐるのであります。

また、国立病院は、昭和二十四年特別会計に移された当初、二五%繰り入れるとのことにもかかわらず、実績二十四年度二三・七%、二十六年にまで至つて二五・一%実現、現在は一一%の繰り入れ率となつて大幅に低下してゐるのであります。あと一歩で独立採算であります。もはやその公共性は失われてしまつてゐるのみならず、病院整備借入金百十五億円の返済が、職員の肩にすつしりと重くのしかかつてゐるのであります。

国立療養所についても、四十二年度は五六・三%が、四十三年度は四三・五%と、一年で二・八%も減じられてゐるのであります。四十三年度は初年度であり、二割引き廃止などに伴う入院患者等の免除措置がとられると言つても、これがはずされずと、四十四年度以降大幅な繰り入れ低下を招くことは、従来の政府のやり方からすれば、必至の情勢と見なければなりません。

第三は、多くの療養所がつぶされ、大量の労働者の首切りを招来するからであります。

独立採算制はとらない、四九%は一般会計から繰り入れますと、園田厚生大臣は言つておられますが、前述したとおり、昭和二十四年の国立病院の移行時に林厚生大臣が明らかにしてゐる通りに、収支率のみがものを言うのが、特会制の本質なのであります。現在国立療養所の定員は、二万三千三百二十七名であります。収支率改善の第一着手でありませぬ。高齢者の退職勧奨、清掃、洗濯、給食などの現場全面下請とともに、国立療養所は、大量の労働者の首切りをもくろんでゐることは間違いないところであらうと思つてゐるのであります。

第四は、結核、精神重症児などの医療を後退させ、中断させることになるからであります。

結核は減少したとはいふものの、まだ百四十万もの患者が実際に保健所に登録されてゐるのであります。活動性患者で医療を受けられず放置されて手を抜いたり中断してよい段階ではありませぬ。しかし、二万五千円で国立療養所に入所できたものが、四万八千円にもなると、これは新潟の

例でございますけれども、これまで予防法のワケが十名分のところも、五分分となつてしまふ。県で国療に入所させたことも、二分の一しか入所できなくなるのであります。精神ベッドも、昭和三十四年、国立四千二百九十六床、民間との比率九・七％が、四十年五千三百三十床と、十年間で千三十四床ふやしたのみで、比率は三％へと、六・七％も下がっているのであります。

精神重症児の医療の保障についても、民間、国立を問わず、医療費、重症児指導員に対する県の補助を加えても、収入に達していない。しかも、重症児と職員との比は、児童精神医学会の要望に見られますように、患者一対職員一には、はるかに及ばないのであります。採算を度外視しなければならぬ福祉的医療を特会にすること自体、理解に苦しむところでありました。

以上、私は幾つかの例をあげ、反対してまいりましたが、国立といひ、公立といひ、もともとこれらの病院は赤字になるように、つまり、患者から医療費取り立てをできるだけ低く押えるようにつくられたものであるものであります。

すなわち、国立療養所の割引制や、僻地の自治体病院は、その代表的なものであります。したがつて、赤字は当然国費によつてまかない、国立療養所については、現行制度を維持するだけでなく、むしろ、積極的な改善が必要でありますし、自治体病院に対しては、一定の基準を設けて国が大幅に援助することが必要なのであります。

それにもかかわらず、佐藤内閣は、今次国会の審議を通じて明らかにいたしましたように、アメリカの極東侵略政策に追随をし、倉石問題に見られますように、憲法を否定、軍国主義、汚職、公約無視等、数多くの政治不信を招来し、国民大衆からきびしい批判を受けるに至つておるのであります。そして総評、全医労、日患同盟の労働者共闘会議に結集する全労働者をはじめ、多くの国民大衆が心から反対をいたしておるのであります。それにもかかわらず、本日わが党をはじめ、野党各

党が慎重審議中にもかかわらず、質問半ばにして、本特別会計法案を強行いたしました政府の態度は、絶対に容認のできないところでありました。政府はすなおにわが党の正しい要求を認め、本法案を撤回し、国民大衆の期待にこたへることを強く要望して、私の討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。本日はこれにて散会いたします。午後六時五十分散会

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 重宗 雄三君 |
| 副議長 | 河野 謙三君 |
| 議員 | 原田 立君 |
| | 矢追 秀彦君 |
| | 中尾 辰義君 |
| | 八田 一朗君 |
| | 田代富十郎君 |
| | 櫻井 志郎君 |
| | 多田 省吾君 |
| | 小平 芳平君 |
| | 井川 伊平君 |
| | 山田 徹一君 |
| | 木内 四郎君 |
| | 木本 亨弘君 |
| | 平泉 涉君 |
| | 宮崎 正雄君 |
| | 山内 一郎君 |
| | 任田 新治君 |
| | 大森 久司君 |
| | 藤田 正明君 |
| | 黒柳 明君 |
| | 石本 茂君 |
| | 片山 武夫君 |
| | 内藤三郎君 |
| | 北條 雋八君 |
| | 谷口 慶吉君 |
| | 宮崎 正義君 |
| | 金丸 富夫君 |
| | 青田源太郎君 |
| | 赤岡 文三君 |
| | 紅露 儀作君 |
| | 菅野 儀作君 |
| | 船田 謙君 |
| | 柳田桃太郎君 |
| | 山本茂一郎君 |
| | 中村喜四郎君 |
| | 山本 杉君 |

- | | |
|--------|--------|
| 温水 三郎君 | 久保 勘一君 |
| 木村 陸男君 | 村上 春蔵君 |
| 津島 文治君 | 中野 文門君 |
| 天坊 裕彦君 | 沢田 一精君 |
| 三木 吉郎君 | 八木 一郎君 |
| 山本 利壽君 | 堀内 俊二君 |
| 徳永 正利君 | 廣瀬 久忠君 |
| 吉武 康市君 | 高橋 衛君 |
| 重政 庸徳君 | 青木 一男君 |
| 齋藤 昇君 | 二木 謙吾君 |
| 森田 隆輔君 | 山下 春江君 |
| 津井 真君 | 佐藤 隆君 |
| 近藤英一郎君 | 小林 章君 |
| 黒木 利克君 | 楠 正俊君 |
| 内田 芳郎君 | 玉置 和郎君 |
| 北島 教真君 | 鹿島 俊雄君 |
| 北中 茂徳君 | 追水 久常君 |
| 鈴木 茂徳君 | 梶原 茂嘉君 |
| 田中 敏夫君 | 青柳 秀夫君 |
| 平島 敏雄君 | 岡村文四郎君 |
| 大谷 敏雄君 | 林屋忠次郎君 |
| 横山 フク君 | 増原 恵吉君 |
| 安井 謙君 | 石原幹市郎君 |
| 上原 祐一君 | 古池 信三君 |
| 郡 正吉君 | 鈴木 市藏君 |
| 近藤 鶴代君 | 前川 且君 |
| 達田 龍彦君 | 木村美智男君 |
| 戸田 菊雄君 | 小野 明君 |
| 村田 秀三君 | 沢田 政治君 |
| 岡本 悟君 | 和田 鶴一君 |
| 植木 光教君 | 稲浦 慶蔵君 |
| 松本 賢一君 | 伊藤 五郎君 |
| 柴谷 要君 | 伊藤 顯道君 |
| 林田 正治君 | 新谷寅三郎君 |
| 近藤 信一君 | 寺尾 豊君 |
| 植竹 春彦君 | 大倉 精一君 |
| 植水 忠二君 | 須藤 五郎君 |
| 大和 与一君 | 森 勝治君 |
| 春日 正一君 | 中村 波男君 |
| 鈴木 力君 | 田中寿美子君 |
| 大橋 和孝君 | 山本伊三郎君 |
| 野上 元君 | 武内 五郎君 |
| 千葉千代世君 | 横川 正市君 |
| 森中 守義君 | 永岡 光治君 |
| 鈴木 壽君 | 久保 完君 |

青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十三年四月十九日

参議院議長 重宗 雄三殿

黒柳 明

青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に関する質問主意書
青森県三戸郡倉石村又重部郡における山林原野の入会権をめぐる紛争は、長期間裁判で争われた結果、昭和四十一年十一月二十五日最高裁判所は、第一、二審判決を破棄自判した。すなわちこの判決は、最高裁判所が、民法第四百八条第一項第一号に規定した「確定した事実」に基づき、裁判を為すに熟した」と判断したものであつて、本件原野についての入会の事実を「適法に確定したる事実」と認めたものである。しかるに、その後同紛争は継続し、昨年九月には、五戸警察署の武装警官出動の事態にまで発展した。この事件に関し、次の諸点について質問する。

一、政府は、最高裁判所昭和三十四年(オ)第六五〇号上告事件主文第一項をいかに解釈するか、本件原野の所有権及び入会権につきいかなる見解を有しているのか、その根拠を明らかにされたか。

二、青森県三戸郡倉石村大字又重部主所有権者山田武雄外百四十二名と宮城県古川市中里字大屋敷二十九買主高橋兵輔とは昭和四十三年一月三十日山林売買契約を締結した。

右山林売買契約について、宮城県塩釜警察署北浜交番警察官、塩釜署防犯課警察官が積極的調査したことがあるか。

宮城県警古川刑事は高橋兵輔に対して右売買

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 国務大臣 | 内閣総理大臣 | 佐藤 榮作君 |
| | 大蔵大臣 | 水田三喜男君 |
| | 文部大臣 | 灘尾 弘吉君 |
| | 自治大臣 | 赤澤 正道君 |
| | 国務大臣 | 田中 龍夫君 |
| 亀田 得治君 | 羽生 三七君 | |
| 秋山 長造君 | 田中 一君 | |
| 木村福八郎君 | 松澤 兼人君 | |

契約を解約するより迫つたことがあるか。
 県警はいかなる法的根拠に基づいて、山林立木売買に干渉するのか。
 右事実は警察法第二条第二項に違反してはいないか。
 また右事実は刑法第九十三条に該当してはいないか。

三、昭和四十二年九月三日日本件山林に入会し、同地上の立木を伐採運搬しようとした岩手県柴波郡柴波町赤沢字杉町十九番地 木材業 及川貴示、神奈川県鎌倉市大字大町四丁目二番の十一 弁護士 森吉義旭、八戸市大字糖塚字北糖塚二十九番地 弁護士 浅石大和に対し、同日午前十時頃五戸警察署長指揮の武装警察官十数名が現場へ押し寄せ、銃声器をもつて連呼し、この立木を切れば直ちに逮捕すると威嚇し、いつでも発砲し得る態度を整えて現場作業員を連行すると強要し、同現場から約五百メートル位離れた草生地にて取調を開始する旨宣言して、前記三名及び伐採作業員に対して盗伐の疑で取調を同日午前十時から午後四時頃まで継続した事実があるか。
 また、右取調を担当以外の警察官が武装のままで現場を包圍して多大なる恐怖感をいだかせた事実があるか。
 五戸警察署長等の行為はいかなる法的根拠に基づくか明らかになされたか。

昭和四十三年四月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員黒柳明君提出青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に關する質問に對する答弁書
 一、(1) 最高裁判所昭和三十四年(オ)第六五〇号上告事件主文第一項をいかに解釈するか、について述べる。
 民法は、入会権については、その地方の慣習に従うほか、共有の性質を有するものについては、共有に關する規定を適用し同法(第二二三条)、然らざるものについて

は、地役権に關する規定を準用する(同法第二九四条)としてゐるが、元來、入会権とは土地の所有又は他人の土地に對する収益権の準給有と解するのが學說、判例の一致した見解である。
 したがつて、入会権の存否について紛争が生じた場合の入会権存在の確認を求め、訴は、権利者全員が共同してのみ提起しうる固有の必要共同訴訟であることについても異論をみない。

従つて、入会権の存在確認の訴は、入会権者全員が原告として訴えなければならぬことはいふまでもないのであつて、標記判決によれば、本件訴訟は、入会権者と主張される部落民全員によつて提起されたものではなく、その一部の者によつてなされたものであると認定されているのであるから、第一、第二審判決のごとく「請求を棄却する。旨の本審判決をなすべきでなく、入会権の存否を判断するまでもなく、当事者適格の欠缺を理由に訴を却下するのが至当であつて、標記判決主文第一項もその趣旨によるものであると解する。つきに、
 (2) 本件原野の所有権及び入会権につきいかなる見解を有しているか、について述べる。
 本件原野の所有権の主体及び入会権の存否については、種々紛議を生じ、最終審まで争われた事案であり、その後も青森地方裁判所八戸支部に再度訴が提起されている由聞き及んでゐる。したがつて質問の事項については、政府の見解を表明すべきものではなく、すべからず裁判によつて確定せらるべきものと考へる。

二、宮城県警察においては、青森県警察からの依頼にもつづき、塩釜警察署員および古川警察署員が高橋兵輔らに對して売買契約の内容等の調査を実施したのであるが執りな調査を行なつたこととはなく、また高橋兵輔に對して売買契約の解除を迫つたこともない。
 この調査は、犯罪の予防上の必要から行なつたものであつて山林立木売買に干渉したものである。したがつてご指摘のように警察法第二条第二項に違反するものではなく、また刑法第

一九三条に該当するものではないと思料する。
 三、昭和四十二年九月三日、立木伐採現場に臨場したのは五戸警察署長以下八名である。服装は、けん銃を着装した制服の常装であつたが、現場が森林内であるため事故防止上ヘルメットを着用したものであつて、特に武装したものでない。
 トランジスタメカホンを使用したのが、これは伐採機の騒音等で肉声では聞き取りにくかつたからである。この立木を切れば逮捕する。」などと言つたことはない。

及川貴示の指示によつて、伐採が中止されたのち、及川および伐採作業員五名に對して倉石警察官駐在所まで出頭を求めたが、応じなかつたので、伐採現場から約一〇〇メートル離れた草原で、これらの者を森林法違反の疑いで取り調べたものである。取り調べは午前十一時ごろ開始し午後三時ごろまでにおおむね終了したが、そのころから雨が降り出したので、取り調べが未了であつた及川はか一名に倉石警察官駐在所まで、任意出頭を求めて取り調べを継続し、午後四時ごろ終了した。
 弁護士二名を取り調べたことはない。また、取り調べの現場を警察官が包圍したことはない。
 五戸警察署長らの行為は、警察法に定める警察の責務として行なつたものである。

〔第十四号参照〕

審査報告書

沖繩におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに關する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
 昭和四十三年四月十八日
 参議院議長 重宗 雄三殿 等

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、沖繩におけるテレビジョン放送の普及を援助するため、日本放送協会が沖繩島那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を設

置し、これを沖繩放送協会に無償で貸し付けることができることとするものであつて、妥當な措置と認める。
 一、費用
 本法施行のため、日本放送協会昭和四十三年度取支予算に三億五千万円が計上されている。

審査報告書
 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
 昭和四十三年四月十八日
 参議院議長 重宗 雄三殿 山本伊三郎

要領書
 一、委員会の決定の理由
 駐留軍関係離職者等一般労働者の就職を促進し、生活の安定をはかるとともに、雇用促進事業の業務を拡充することにも、今後の駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長するもので、妥當な措置と認める。
 二、費用
 本法施行に要する経費として、約三億七千五百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議
 政府は、次の各項について努力すること。
 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続期間の延長に伴ない、特別給付金について、その増額及び支給区分の拡大を考慮すること。
 二、駐留軍関係離職者に對する債務保証制度について、弾力性のある運用を行なうこと。
 三、身体障害者の雇用促進に關しては、心肺機能障害者及び精神薄弱者に對する身体障害者雇用促進法の適用拡大、同法に基づく法定雇用率の達成並びに雇用減税の実現に努めること。
 右決議する。

昭和四十三年四月二十七日 参議院会議録第十七号

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
大蔵委員長 青柳 秀夫
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、
最近における所得税負担の状況にかえりみ、基
礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所
得控除額、障害者控除額の引上げ等によりその
負担の軽減を図るとともに、適格退職年金の従
業員掛金及び地方公共団体が心身障害者に関し
て実施する共済制度の掛金を生命保険料控除の
対象とするほか、雑損控除等の所得控除及び純
損失の繰越控除の適用要件を緩和する等所要
の規定の整備合理化を図らうとするものであつ
て、適当な措置と認める。

費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四
十三年度一千五十億七千三百万円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
大蔵委員長 青柳 秀夫
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、
貸倒引当金その他の引当金の設定につき青色申
告要件を廃止し、青色申告書を提出した事業年
度の欠損金の繰越控除の適用要件を緩和する等
課税所得の計算について簡素合理化を図るほ
か、退職年金積立金に対する法人税の税率を引
き下げる等の措置を講じようとするものであつ
て、適当な措置と認める。

費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四
十三年度約二千万円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
大蔵委員長 青柳 秀夫
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の税制改正の一環として、
輸出の振興等に資するため、輸出割増償却制度
等の拡充合理化を行ない、技術開発の促進に資
するため、試験研究費の税額控除制度の拡充等
を行ない、中小企業の構造改善に資するため、
構造改善促進計画に係る中小企業者の機械等の
割増償却制度等を創設するとともに、国債につ
いて別わく少額貯蓄非課税制度等を創設するほ
か、既存の特別措置につき価格変動準備金の積
立率の引下げ及び合併又は特定設備の廃棄をし
た場合の税額控除制度の合理化並びに資本構成
改善の場合の税額控除制度等の適用期限の延長
を行なう等所要の措置を講じようとするもので
あつて、適当な措置と認める。

費用

本法施行に伴う昭和四十三年度の租税の減収
見込額は、租税特別措置の拡充等により、四十
億九千五百万円であるが、既存の租税特別措置
の整備合理化により、同額の増収が予定される
ので、増減収額の差額は生じない。

審査報告書

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
内閣委員長 井川 伊平
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、労働基準法及び労働者災害補償
保険法による災害補償との均衡を図るため、国
家公務員に係る障害補償の額の算定の基礎とな
る身体障害の程度を定める表の規定の整備を行
なうとするものであつて、妥当な措置と認め
る。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
送料別
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)

第十五号中訂正
訂正文
原 文
直結しない
直結する